

津山市監査委員告示第11号  
平成30年3月26日

地方自治法第199条第12項の規定により平成29年度公の施設の指定管理者等  
監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり  
公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

## 監査の対象

指定管理者：株式会社 内外総合通信社

施設名：中島病院旧本館（城西浪漫館）

所管部署：都市建設部 歴史まちづくり推進室

## 監査期間

平成29年11月2日～平成30年2月21日

## 措置等の内容

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	利用許可申請書ほか各種様式については、記載事項について市の所管部署と協議し、整理した上で、市の規則に定める様式を使用するよう改められたい。また、現行の様式では申請先と利用許可者が城西浪漫館名になっているが、中島病院旧本館条例施行規則第12条の規定に基づき、指定管理者名に改められたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	利用許可申請書ほか各種様式につきましては、市の規則に定めるものを使用することに改めました。利用許可者名につきましても指定管理者名に改めております。	

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	施設利用者から料金を徴収した際、相手から求められた場合のみ領収書を交付していた。公の施設の利用料金であるため、津山市会計規則に準じ、領収書を必ず交付するよう徹底されたい。また、城西浪漫館名で交付していたが、指定管理者名で交付するよう改められたい。	
区分 (該当に 印)		1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3. 未措置（何もしていない場合）
措置等の内容	領収書は利用者に必ず交付するよう改めました。また、発行者の名称につきましても指定管理者名に改めております。	

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	貸室の利用料金について、これまで館内に掲示されていなかった。中島病院旧本館条例第11条第4項の規定に基づき、利用者の見やすい場所に掲示するよう徹底されたい。	
区 分 (該当に 印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	貸室の利用料金につきましては、既に喫茶室、玄関前のパーテーション、玄関入口のカウンターなど利用者に見やすい場所に設置しました。また、利用者から問い合わせがあった場合にいつでも対応できるよう貸室利用料金一覧表を喫茶室に設置、従業員にも一覧表を確認しながら説明するよう徹底しました。	

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	緊急時の連絡先について、パソコン内のデータは更新されていたものの、事務室内の掲示が古い情報のままだった。館内において不測の事態が起きた場合には迅速な対応が求められる。その際に混乱を招くことのないよう、定期的に連絡先の確認を行い、データを更新した際には、掲示も貼り替えるよう徹底されたい。	
区 分 (該当に 印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	緊急時の対応・連絡先につきましては、最新の情報を事務室内に掲示しました。今後、緊急時の対応・連絡先に変更が生じた場合は、パソコン内の緊急時の対応・連絡先一覧を変更・修正し、そのつど最新の情報を事務室内に掲示するよう従業員に周知しました。緊急時の対応・連絡先に変更がない場合も、半年ごとに内容を確認し、誤りがあれば、そのつど修正し再掲示するよう従業員に徹底しました。	

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	他団体と共催した行事について、自主事業の一環で貸室ではないとの認識から、部屋を無料で貸し出していた。現行の利用料金の減免基準には、無料で貸し出すことができる基準はなく、共催の場合の料金の取扱いについても定められていない。今後も共催で事業を行うケースは想定されることから、減免の基準について市の所管部署と協議の上で整理し、利用料金の取扱いを明確にされたい。	
区 分 (該当に 印)		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	減免基準については現在、歴史まちづくり推進室と協議を行っています。基準を明確化し、明文化していただく方向で整理を進めています。	

[株式会社 内外総合通信社]

指摘事項	指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成・取得した書類については、仕様書に定められた保存年限に従い、適正な管理をされたい。	
区 分 (該当に 印)		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未措置（何もしていない場合）
措 置 等 の 内 容	指定管理業務を行うに当たり作成・取得した書類については、仕様書に定められた保存年限に従い保存します。	

[都市建設部 歴史まちづくり推進室]

指摘事項	指定管理料の振込先について、協定書第46条により開設されている指定管理業務固有の口座ではなく、指定管理者の別口座へ振込まれていた。指定管理業務の実施に係る収支を適切に管理するために、指定管理業務固有の口座に振込むよう変更されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	ご指摘の通り指定管理業務固有の口座に振り込むよう変更します。	

[都市建設部 歴史まちづくり推進室]

指摘事項	指定管理者が使用している利用許可申請書等について、市の規則に定める様式との相違が見られた。記載事項について指定管理者と協議し、整理したうえで、適切な指導を行われたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	現在は規則に定めた様式を使用するよう指導を行いました。 ただし、指定管理者から記載内容の追加も求められていることから、協議の上で新たな様式を定め、早期に規則を改正します。	

[都市建設部 歴史まちづくり推進室]

指摘事項	指定管理者に市が貸与している備品等のうち、市の備品台帳に登録が漏れているものがあつた。備品の帰属に関するトラブルを防止し、適切な管理が行われるよう、備品台帳の整理を行われたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	現在、台帳整備を進めています。	

[都市建設部 歴史まちづくり推進室]

指摘事項	津山市指定管理者制度運用ガイドラインには、指定管理者が行うモニタリングとして、利用者満足度調査の実施について定められている。指定管理者が適正に管理を代行しているか客観的な評価を検証するためにも、利用者満足度調査の果たす役割は大きいと考えられるため、実施するよう指導されたい。	
区 分 (該当に 印)		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未措置（何もしていない場合）
措置等 の 内 容	喫茶室のテーブル等に常時アンケート用紙を置くよう指導を行いました。	

[都市建設部 歴史まちづくり推進室]

指摘事項	指定管理者が他団体と共催した行事について、部屋を無料で貸し出していた。今後も共催で事業を行うケースは想定されることから、適正な利用料金を徴収するよう、減免の基準について指定管理者と協議し、整理されたい。	
区 分 (該当に 印)		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未措置（何もしていない場合）
措置等 の 内 容	ご指摘の通り、イベント等の他団体との共催時における利用料の減免については指定管理者から意見を聴取しているところであり、早急に基準を定めます。	